

佐賀学園高等学校の頭髪・服装等に関する校則について

令和5年12月

【頭髪】

頭髪規定は次のとおり定める。

頭髪は以下のことを基準に、常に清潔を保つように心がけること。

- ・パーマ、染色、脱色などの加工は認めない。
- ・全体的にすっきりとした髪型でさわやかな印象が望ましい。
- ・耳周りや襟周りがすっきりとしており、目を覆い隠すほどの長さは、認めない。
- ・肩にかかるような長髪は結ぶ。
- ・ピアスの使用、まゆ剃りやまつげの加工をしない。
- ・特異な髪型をしない。

【制服規程】

本校の制服規定は次の通り定める。

本校指定の制服、制靴を着用するものとする。

男子制服

(1) 気候に応じた制服の着用とする。

(2) 制服

- ① 冬服・・・ブレザー、スラックス、ネクタイ、カッターシャツ、ベルト（夏服と兼用）、ソックス（白、黒、紺、灰色の一色が好ましい）
※冬服期間中には、本校指定のセーターを着用できる。
- ② 合服・・・冬服のカッターシャツ、スラックス、ベルト、ソックス（白、黒、紺、灰色の一色が好ましい）
※合服期間中には、ブレザー、本校指定のセーターを着用しても良い。ただし、ブレザー着用時には、ネクタイをすること。
- ③ 夏服・・・半袖カッターシャツ、夏用スラックス、ベルト（冬服と兼用）
ソックス（白、黒、紺、灰色の一色が好ましい）

(3) 通学用カバン

本校指定のリュックとする。または、部活動指定のリュックとする。

(4) 制靴

黒革靴（登下校時）

スリッパ（校内）

(5) その他

- ① 本校指定の冬用ウィンドブレーカーの着用は認める。
- ② 制服を勝手に改造することは認めない。
- ③ やむを得ず制服等で登校できない理由がある場合は、許可を得ることができる。

女子制服

(1) 気候に応じた制服の着用とする。

(2) 制服

- ① 冬服・・・ブレザー、ジャンパースカートまたは、スラックス、カッターブラウス、ネクタイ、ソックス（黒、紺の一色が好ましい）
※冬服期間中は、本校指定セーター、黒タイツを着用できる。
- ② 合服・・・ジャンパースカートまたは、スラックス、カッターブラウス、ソックス（黒、紺の一色が好ましい）
※合服期間中には、ブレザー、本校指定のセーターを着用しても良い。ただし、ブレザー着用時には、ネクタイをすること。
- ③ 夏服・・・半袖ブラウス、夏用ジャンパースカートまたは、スラックス、ソックス（黒、紺の一色が好ましい）

(3) 通学用カバン

本校指定のリュックとする。または、部活動指定のリュックとする。

(4) 制靴

- ① 黒革靴（登下校時）
- ② スリッパ（校内）

(5) その他

- ① 本校指定の冬用ウィンドブレーカーの着用は認める。
- ② 制服を勝手に改造することは認めない。
- ③ やむを得ず制服等で登校できない理由がある場合は、許可を得ることができる。
- ④ 女子生徒のソックスについては、入学式、卒業式等の公式な学校行事では、本校指定ソックスを着用する。

※以上の服装・頭髪規定に違反した者に対しては、注意指導をする。違反が度重なる者については、特別指導を行う。（出席停止、停学など）

【アルバイト規程】

アルバイトは原則として禁止。やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、学校に許可申請書を提出すること。

【免許取得】

- ・二輪バイク（原付バイク含む）の免許取得は原則として禁止とする。
- ・自動車学校、教習所への入校について

普通自動車の運転免許取得については、許可制とする。入校については、3年生の11月1日以降とする。